

### 第3回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成20年6月18日(水) 13:30～15:30

【事務局】 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第3回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

なお、この委員会の会議は公開としており、今回につきましても傍聴席を設けるとともに報道関係者の方々の席も設けさせていただいておりますが、テレビカメラ等での撮影につきましては定点で撮影していただくなど、円滑な議事運営のためご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、第1回会議で委員会として関係団体等から意見書の提出を求めることとされていましたが、この5月末で5つの団体から意見書の提出をいただいているところでございます。委員の皆様にはあらかじめお配りし、審議のご参考としていただいておりますが、京都市のホームページにも公開しているところでございます。意見書の本体部分につきましては、本日もお手元にお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。また、追加提出された資料につきましても、委員の皆様には一人一人配付しておりますが、念のため本日もお配りいたしております。

本日は、先般開催されました法的課題整理等研究会のご審議を踏まえ、自立促進援助金の見直しに係るご議論をお願いしております。

それでは、議事進行につきまして、新川委員長にお願いしたいと思います。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

【新川】 それでは、第3回になります。京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会、議事のほうを進めさせていただきたいと思っております。

お手元、あらかじめ配付をさせていただいております次第に従いまして、本日は自立促進援助金制度についてご議論をいただければというふうに思っております。

議事に入ります前に、クールビズというのでしょうか、環境問題も今度の洞爺

湖サミットの大きなテーマになりそうであります。当委員会でもその趣旨には沿いたいというふうに考えてございますので、どうぞ上着等はとっていただいて、といいましても私のほうが先にとってしまっているのでは何も言いようがないのですが、どうぞ適切な軽装で、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、早速でございますけれども、第1回の自立促進援助金制度の見直しに関係いたしまして、先日、お認めをいただきました法的課題整理等研究会を開催させていただきました。まずは、そのご報告を申し上げ、ご議論をいただくところから始めてまいりたいというふうに思います。

第1回の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会でございますけれども、これは本総点検委員会のご審議をいただきまして、実際にこの自立促進援助金制度をどういうふうに見直していったらいいのかということについてのこれまでの経緯等々を検討し、今回、その検討結果をまずはご報告申し上げたいということでございます。

この研究会でのご検討の中で、やはりまず大きく問題になりましたのは、実は京都市の同和奨学金のこれまでの運用、それから自立促進援助金制度がそもそもつくられてきた経緯、そして、それが今日まで運用をされてきた一連のこれまでの実情、そういうものをきちんと踏まえた上でないこの問題の本質に迫れないのではないか、こういうご意見が強うございまして、この点、そもそも制度創設の時点にまで遡って、そして問題点をもう一度洗い直し、その上でそれを見極めながら法的な論点についても整理をしていかなければならないという、これが研究会での基本的な考え方でございました。

そこで、そういう趣旨を踏まえまして、事務局のほうにもこの一連の経緯についての整理をお願いし、また本日、自立促進援助金制度の見直しの在り方についてご議論をいただく前に、まずはこの制度のおさらいをした上で、一連の経緯を委員の皆様方にもご理解をいただいた上で検討を進めてまいりたい、そんなふうに思っておりますのでよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

そこで、早速、第1回の研究会の課題になりましたこれまでの経過等々につきまして、事務局のほうからご説明をいただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

【事務局】 座らせていただきましてご説明させていただきます。まず、経過をご説明いたします前に、制度の概要について簡単にご説明させていただきます。

自立促進援助金制度とは、同和奨学金を貸与された方が、それを卒業後20年間にわたって返還していく際に、京都市から自立促進援助金の支給を受けて当該奨学金の返還に充てる制度でございます。制度の運用当初、昭和59年度から奨学金貸与者に対し一律支給としてまいりましたが、平成16年3月に自立促進援助金支給要綱を改正し、平成16年度以降に貸与した奨学金につきましては支給判定基準を設け、基準を上回る者には援助金を支給せず、奨学金の返還を受けるように制度の見直しを行いました。改正内容につきましては、後ほど説明いたします。

さて、経過でございますけれども、資料1の「自立促進援助金制度の経過について」という表を見ていただきたいと思います。表中、一番左の欄が京都市の動き、真ん中の欄が国の動き、右の欄が当時の所得、教育等の状況を掲載しております。制度内容の変遷に入ります前に、国の欄でございますけれども、昭和40年、同和对策審議会答申、昭和44年、同和对策特別措置法とありますように、そもそも同和奨学金の貸与につきましては、単なる金銭の貸し借り、物質的な概念だけではなくて、同和問題の解決にとって重要課題である教育の機会均等を保障するためのものであります。

このため、本市では、昭和36年から本市独自に奨学金の給付を開始しております。このことにより教育の機会均等、就労の機会均等の保障は言うまでもなく、地区住民の社会的・経済的・文化的生活の向上に果たす役割は大きいものであります。

国におきましては、昭和41年から高校生分、昭和49年から大学生分の奨学金を補助対象とする制度を創設いたしました。その後、表中、真ん中ぐらいですが、昭和57年に給付制から貸与制へと制度を変更されました。この時期に京都市といたしましては、奨学金制度の後退は教育の機会均等々の阻害につながるということなどの判断から、昭和59年3月に自立促進援助金制度を創設いたしまして、同年4月から運用を開始し、今日に至っております。

当時の状況でございますが、資料2のほうをご覧いただきたいと思います。特に1ページ目、1の(4)でございますが、本市では国補助金を受け入れるた

め、制度上、貸与制度とせざるを得なかったが、就学に必要な学資を援助し、中略しますが、奨学金制度の意義と役割を損なうことがないように、国制度による返還免除と市独自の援護措置を併用して、従来の奨学金給付制度から後退させないようにしました。そして、このことを文書で明文化して、当時の貸与者等に説明をしております。

ここで、また1のほうへ戻っていただければと思いますが、資料1の1ページ目でございます。

当時の状況でございます。右の欄ですけれども、自立促進援助金創設当時の状況ということで、まず教育の状況でございますが、昭和57年3月の高校進学率を表していますが、全市で92%、同和地区で85%というぐあいに差がございました。その下の所得の状況におきましても、若干の時期のずれはございますが、生活保護受給率を見ますと全市で1.4%、同和地区では17.1%と大幅な差がございました。

また、昭和58年当時、同和地区においては国の奨学金の返還免除基準以下であった世帯が87%に達しておりました。これらの教育や所得の状況を総合的に判断し、奨学金の実質給付を維持するものとして自立促進援助金を創設したものでございます。

次に、資料1の2ページをご覧ください。

まず、一番右端の状況の欄でございますが、平成8年当時、奨学金制度の見直しのほうですけれども、当時の地域改善対策協議会の意見具申において、画一的・一律的な制度運用については自立の妨げになる等の指摘・課題があったことから、平成7年から9年にかけて奨学金貸与の所得基準を見直してまいりました。また、平成10年度におきましては、小学校入学支度金を廃止するなど、順次これらの制度については見直しを行っております。

次に、平成13年度末、いわゆる地对財特法の期限に向けての当時の状況でございますが、所得等の状況におきましては、先ほどと一緒ですが、生活保護受給率、京都市全体で3.1%に対し、同和地区につきましては17.9%となっております。のほうですけれども、同和地区の有業者数につきましても42.6%ということで、全市と比較して約12%の差がございました。

その下の欄ですが、教育の状況でございます。 中学卒業の進路状況についま

しては、第一志望とされてない私立高校への進学が多いということが1点。高校進学後の非卒業率につきまして、14年3月時点で全市的に7.9%、同和地区が19.7%ということで、同和地区の中退率が高いことがうかがえます。

3ページ目をご覧くださいと思います。

右の欄ですが、大学進学率においても、箱の一番下ですけれども、13年3月時点で全市が60.3%、同和地区が46.2%ということで、かなりの差がありました。

これらの状況から奨学金につきましては、当時、段階的に貸与金額を引き下げる制度内容の見直しを行った上で、平成14年度から18年度までの5年間を経過措置として設けました。具体的な貸与額の例でいきますと、私立高校であれば13年度時点では9万円以内となっていたものを、18年度では1万5,000円以内というぐあいに順次金額を減らしていております。

この際、奨学金と一体的に運用してまいりました自立促進援助金につきましても、貸与者の将来的な不安を解消し、教育の機会均等を図ることなどから、平成14年度以降も継続することといたしました。

最後に、16年3月の自立促進援助金支給要綱の改正についてでございます。資料2のほうの7ページをご覧くださいと思います。

この援助金制度の見直しについてでございますが、本市は同和奨学金と自立促進援助金を一体のものとして運用してまいりましたが、平成15年5月に出されました監査委員の要望や今日的な視点を踏まえ、平成16年3月12日、自立促進援助金支給要綱を改正いたしました。改正の内容につきましては、箱書きをご覧ください。

1、平成16年度以降に貸与する同和奨学金の返還については、新たに援助金の支給判定基準を設けました。所得が判定基準を上回る方には援助金を支給せず、奨学金を直接返還していただくことにいたしました。

2ですが、平成15年度以前に貸与した奨学金の返還につきましては、一律支給することを要綱に定めております。一律支給することにいたしました理由につきましては、奨学金貸与者に対する京都市の説明、すなわち奨学金は実質給付であると、返還の必要がない等の説明を当時貸与者に行っていることから、貸与者がそもそも貸与を受けたという認識を持っているかどうか、まず疑問がございま

す。仮に貸与者に奨学金自体が貸与という認識があったにせよ、返還に対する援助金が支給されると考えておられたということは十分に推測できます。

また、8ページのbの欄でございます。

これらの説明を受けた貸与者につきましては、奨学金の返還事務につきましては、返還初年度に自立促進援助金の支給申請書を提出することによって20年間の返還手続は全て終了したものと大半の方が認識されておられます。

最後、cでございますが、これらの理由以外に、奨学金の返還を請求するため奨学金貸与者に連絡をとることが本人の社会的立場や家庭状況などに深刻な影響を与えかねないとの判断が当時ございました。これが平成16年3月時点での要綱改正時の考え方でございます。

経過につきましては説明は、以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま、これまでの自立促進援助金制度がどういう制度であるのかということ、それから、一連の奨学金制度のそもそもの発足時点から今日に至るまでの経過についてご説明をいただきました。

ポイントは幾つかあるかと思えますけれども、やはり1つ、もともとこの制度が、国の制度が始まる以前に京都市として同和就学奨励資金の給付という制度、給付制度ですから差し上げる制度としてそもそも出発をしたということ。そして、それに対して国が補助制度をその後、始められたということがございました。そして、さらには国として国庫補助を拡大する中で、同和対策を進めてこられたということがございました。

しかし、2つ目の大きなポイントは、昭和57年の同和対策特別措置法の期限が来た後の、地域改善対策特別措置法に変わった段階での国のほうの制度の大きな変更があったという点であり、従来の給付の制度から貸付の制度に国のほうが変わった。返還をしてもらうということが大前提になったということで、しかしながら、京都市では、国の制度に従って貸与制度にはするけれども、地域の実情というのを考えて、実質的に従来からの給付の制度を維持するというところで条例の制定、それから援助金の制度の運用を進めてこられた。これが大きな節目であったのではないかというふうに考えております。

そこでは、当然、支給対象ということを、特に奨学金の返還等々が実質できな

いような、そういう方について援助金支給をする、実質給付の形にするということとを一方では言ってきたわけでありませけれども、具体的にそうした基準は設けず一律に援助金の支給、お貸しした資金に対する返還に相当する部分を差し上げてきたという経緯があるということでもあります。

こうした状況は、その後、地対財特法が延長され、また改正をされる中でも続けて維持をされてきたわけですし、その間も徐々に効果は出ているわけですが、相変わらず市全体とのいわば格差の実態というのは残っていたということがございました。

2つ目の大きな転機は、やはり地対財特法のいよいよ失効の時期、平成13年でございますが、この失効の時期に当たりまして、ここで国のほうは補助金の制度というのを廃止する。もちろん平成13年度末の在学生についての経過措置は残るわけでありませけれども、ここで国は一旦制度を廃止されるということになりました。

しかし、京都市としては、こうした国の廃止を受けまして、市の単独事業として奨励金制度をさらに5年間、経過措置を設けて続ける、こういう平成13年度でのご決定をされたということでもございました。この平成13年の見直しというのが京都市として妥当だったかどうかということも問題になろうかと思ひますが、同時に、この時期にも相変わらず進学上の格差等々が明確に残っていたということでもございました。こういうことを背景にして、今日の制度の運用上の諸問題というのが残ってしまったということでもございました。

一応、大きな流れは以上のようなことかと考えておりますけれども、ただいまの説明に関しまして、ご質問やご意見などがございましたらいただければというふうに思ひます。従来、どういうふうな制度として運用をされ、そしてそれが維持をされてきたのか、国の制度の改革、改正にもかかわらず、京都市としては実質制度創設当初、昭和30年代の話ではございますけれども、それをこれまでしっかりやってきた。もちろん現時点では大きく改正をされているそのものも、いよいよ終結に至っているわけでありませけれども、この間の京都市としての処理の仕方ということについて、今、改めて判断が迫られているということでもございます。この間の経過等々につきまして、あるいは制度そのものの内容につきまして、ご質問などがございましたらいただければというふうに思ひますが、

いかがでございましょうか。

どうぞ。

【山本】 単純な質問なんですけれども、国のほうなんですけど、昭和41年のところに補助制度開始と書いています。国庫補助制度、昭和41年。それで、京都のほうは給付負担、要するに国のほうの補助制度というの、これは給付ということですか、中身は。給付負担、言葉は違うけど、給付と判断して。

それから、もう1つ、57年に、国のほうですけれども、補助制度の対象を給付から貸与制度に変更というふうにありますけど、貸与制度の中身というのは、例えば他に当時、日本育英会とか自治体の育英会がありましたね。私ももらったほうなんですけど、そういうものを返還していくときの様々な条件みたいなのがあったと思うんですけれども、この返還するときのルールというのはどんなものだったんですか。日本育英会とか、その辺と同じような感じなんですか。それとも、もっと違ったルールで返還していたんですか。

【新川】 じゃ、事務局、よろしくをお願いします。

【事務局】 この後の制度変更ですね、制度については育英会の基準に準ずるといって形をとっています。

【新川】 どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 ちょっと質問になるか確認になるかですけれども、歴史的な流れは非常によくわかったんですけれども、先ほど所得と教育の状況、ポイントだけご説明を頂戴しましたけれども、その当時、例えば資料の1ページの教育の状況ですね。57年3月当時の全市と同和地区との比較をされましたけれども、今やからこういうことが言えるのか、その当時にそういうふうな認識をお持ちであったのか。これに限らず、今資料として出されていますのはその当時のことをされていると思うんですけれども、今後出される資料等について、その当時もそういう認識があったのかどうか、正確にはお答えできないかも、分析できないかもしれませんが、そういうふうなことも意識されていたのかどうかというのを確認したいです。

【新川】 この点は、事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 いわゆる同和対策事業ということで、教育の重要性にかんがみて、これまでもずっと制度を構築して展開もしてまいりましたし、この昭和57年時点においても、あるいはそれ以前からも含めて、いわゆる全市との比較といえますか、

格差があるかどうかというのについては認識した上で施策を展開してきたということになります。

【長谷川】 そういう意味では、ずっとされているということですね。

【事務局】 そうです。

【長谷川】 わかりました。

【新川】 そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。どうぞマイクをお使いください。

【山本】 京都市の58年、59年度からの対応とか、それから平成13年度の対応を見ていると、他の都道府県、つまり資料でいくと1の右側に全市と同和地区との高校進学率のこういうデータがございますね。京都と例えば大阪であるとか、他の自治体とのこういう数字みたいなことは何か参考になさったのか、そういうものがあつたのかどうかも含めてちょっとお伺いしたい。

【新川】 それぞれの段階での全国の動向、各自治体の動向についてはいかがだったんでしょうか。事務局、ご承知の範囲内で。

【事務局】 ちょっと当時の状況ということで、わかりかねる部分もあるんですけども、恐らくこういったいわゆる同和地区と全市との比較の数字、これについては他都市が基本的にはオープンにはしてなかったというふうに聞いておりますので、当時、京都と大阪を比べてどうやったかとか、そういう比較は特にとれてなかったというふうに考えております。

【新川】 この援助金の制度、類似のものが全国各地で行われていたというふうに認識してよろしいんでしょうか。

【事務局】 その点もちょっと全てオープンにされている情報ではないので、全て把握できているというわけではないんですけども、幾つかの自治体では実施されていたようには聞いてございます。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

安保委員さん、どうぞ。

【安保】 判決等でも出てこないのをお伺いしたいんですけども、昭和58年に自立促進援助金支給要綱とともに返還債務の免除条例というのを制定されて、それが運用を59年に開始されている。奨学金債務免除条例というのは、実際には運用され

ていないというか、実際にそれを適用されたことはないんですか。

【新川】 事務局，よろしくお願いします。

【事務局】 免除条例につきましては，奨学金制度自身が国と市，ご存じのとおり2種類ありますので，国分について免除を行っているということでございます。市制度については免除はございませんので，自立促進援助金での対応ということでございます。

【新川】 よろしいでしょうか。

従来の自立促進援助金制度の経過ということについて，少しご質問等をいただきましたけれども，ともかく国が給付制度から貸与制度に変えた昭和57年の改正以降も，京都市としては給付が必要であるというご判断から，給付制度を維持するという決定をされたということでもあります。

あわせて，国の制度が貸与制度に変わりましたので，国からの資金というのを当然，京都市としては受けて同和対策を進めていくということも，これも法令上は当然のことでもございましたので，それを受けるといって貸付制度が形の上では入ってくるということになりました。しかし，それに対しては，やはり援助金制度をもって給付の仕組みというのを維持していく，もともとの給付の考え方というのを維持していくということで，今日に至っていたということでもあります。

もちろんそれぞれの段階での考え方というのは，それなりの時々の社会経済事情のもとで，こういう制度を採用せざるを得なかったということがありますが，翻って今の時点から見たときに，その後の昭和57年以降あるいは平成13年以降の社会経済情勢の変化の中で，この給付制度，実質給付制という意味ですが，それが維持をされてきていたということについて，やはり考えなければならないというのがあるかということでもございます。

そのあたりを踏まえて，これから具体的に，それでは，この自立促進援助金制度の見直しに関連いたしまして，既に判決等々もいろいろと出されている，こういう問題について，終結後の行政の在り方として，当総点検委員会としてどう考えていくのかということについて，少しご議論をいただきたいというふうに思っておりますが，そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

また，経過のところにつきましては，これからの法的課題の整理等研究会の議論をさせていただくときにも改めて参考にしながらご議論をしていただかざるを

得ないかというふうに思っておりますので、これも議論、また行ったり来たりしながらになるかもしれませんが、また戻っている理解を深めていくという形で進めていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の2つ目の議題になりますが、自立促進援助金制度の見直しということにつきまして、第1回の研究会での議論の説明をさせていただきたいというふうに考えております。

第1回の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会では、当面、京都市として、この奨学金及び援助金制度に関わりまして、3つの論点というのを主に検討させていただきました。その主要な論点につきましては、お手元資料の3のところに出てございますので、資料3を参考にさせていただきながら話を聞いていただければというふうに思っております。

恐縮ですが、私のほうで第1回の研究会のおおよその論点をご紹介させていただき、研究会メンバーでいらっしゃいます安保先生、中坊先生から補足をいただくという形で、まずは報告をさせていただきたいというふうに思います。その後、委員の皆様方と討論をさせていただければと、こんなふうに考えてございます。

この研究会で論点とさせていただきましたのは、お手元資料3に大きく1、2、3というふうに、法的検討課題 から まで書いてございます、この論点でございました。

1つは、京都市と同和奨学金貸与者の間の債権債務関係及び返還請求権の有無についてということでございます。今回の議論の重要な論点の1つは、先ほども経過の説明でございましたように、貸与制度、もともとは給付制度、差し上げる制度であったものが、お貸しする制度に途中で変わった。しかし、京都市としては、貸付の制度についてもその返還に相当するお金を援助するという形で、実質給付の仕組みを維持してこられたということがございました。

さて、この奨学金というのは、貸付制度に変わった後も貸付というふうに考えていいのか、あるいは実質給付なので差し上げている制度ですので、貸付には当たらないのかという、これが1つ、大きな論点でございます。

それから、大きな2つ目は、仮に貸付に当たるというふうに考えた場合に、貸し付けたわけですから、その返還を請求する場合に、従来は実質皆さん方に給付をする。それから、その後は少し改正が加わりまして、比較的緩やかな形での所

得制限をかけて、一定所得以上の方については返還をいただく、こういう仕組みに変わったわけでございますけれども、そういう所得というのを、実際に判定をする対象の方を増やす、その所得判定をする範囲、ごく最近、所得判定をするようになってきた、そういう貸付制度に変わったわけではありますが、その範囲を広げることができるか、それ以前の方に対象を広げることができるかどうかというのが2つ目の大きな論点でございました。

そして、3つ目の論点は、今度は所得制限の基準というものをもっと厳しく、いわば返還をいただく人たちの範囲を広げることができるかどうかということでありました。

2番目の所得判定を実施すべき対象者の範囲ということについては、実は裁判所の判決で、所得制限を一定かける、その対象になる方の範囲を広げていないということについて、違法であるという判決が既に大阪高裁では確定をしており、そして京都地裁でも同様の判断が第3次訴訟ではございました。

それから、3番目の現行基準より厳しい基準に改めるということについては、当京都市の監査委員からのご意見として、やはり現在の基準については非常に所得制限として厳格さに欠けるということで、もっと厳しい基準をというご意見をいただいているところであります。それに対応して、現行基準より厳しい基準に改めることができるかどうかということについて、研究会としても議論をさせていただいたところであります。

研究会でのこういう問題についての検討の経過の中で出た主な意見をご紹介しますので、ご紹介します。

まず、1番目の京都市と同和奨学金貸与者の間に債権債務関係、それから返還請求権の有無ということがどう考えられるのかということについてです。この債権債務関係、それから債権と債務の関係があれば返還の請求権も成り立つということになるのですけれども、この同和奨学金の貸付ということと、それからその返還に当たっての自立促進援助金制度ということについては、先ほどの事務局のご説明にもありましたように、従来から実質的に一体の制度、いわばお貸しはするけれども、返すときにはちゃんとそれに相応する援助金で賄いますので実質給付の制度ですと、そういう運用がされてきたということは明らかでございます。

しかし、法的に見れば、あくまでも貸付の手続がとられ、そして改めて援助金

の支給の手続がとられているということからいたしますと、この2つの制度は基本的には別物であるというのが研究会での法的な観点からの結論でございました。したがって、奨学金制度が貸与制度である以上は、法的には債権債務の関係というのが存在すると考えざるを得ないということで、そして貸し借りの関係というのがある以上は、貸した側には返還を求める返還請求権があるということを結論せざるを得ないのではないかとというのが、まずは研究会での基本的な理解でございました。

しかし、もう既に委員の皆様方もお気づきのとおり、実は京都市の運用は、この貸付と、それからその返還時の援助金による給付への実質転換ということは、京都市の基本的な考え方にもありましたし、実務上の運用にもあった。そして、加えて、実際に貸付を受けた方々、ご本人もそういうふうにご考慮おられた、京都市の運用を信じておられたという側面がどうもありそうだというのが研究会での強い印象として残ってございます。

そういう貸付を受けた方々の考え方、感じ方といったようなことをどう考えていくのか。市の言葉を信頼して、いわば貸付ではなくて給付として考えておられたという実態があるとすれば、やはりそれはそれとして配慮しなければならないというのが研究会としての重要な論点だという認識でございました。

2番目の論点、返還請求に係る所得判定を実施すべき対象の方々の範囲を拡大するということが法的にできるかどうかということでございます。実は、この点につきましては、対象の方を広げていないことが京都市の判断として違法であるということが裁判で明らかにされ、その判決が確定をしているということがございました。したがって、この違法な状態は何とか回避をしないといけないというのが、やはり法令遵守をまずは第一の基本にした行政の在り方としては当然かというふうにも考えております。この判決に沿った対応をせざるを得ないのではないかとということであります。

そのためには、高裁判決のありました13年度、または京都地裁判決のございました14年度以降の新規の支給者については、やはり所得判定の対象として考えていかなければならないのではないかと。そうしないと、これらの一連の判決と抵触をする、法的には違法な状態になる可能性があるというふうにご考慮しております。

ただし、委員会での議論の中では、仮に法的にはそうだとすると、現実に受給者の方々の信頼という問題や、それから平成13年、平成14年で1つの基準の時点を設定して、その前後で改めて返還を求める対象者の範囲を見直してしまうということは、その前後でもらっていた方々の間に大きな不平等を生む可能性もある。信頼の問題と不平等の問題というのをどういうふうに考えていくのかということについて、議論がございました。もちろん、どこかの時点で切らないといけないので、不平等の問題は法的に見てもやむを得ないのではないかというご意見も研究会ではございました。

3つ目の所得判定基準を、言ってみれば現行は、おおよそですが、所得でいきますと900万円ぐらいが1つ、基準になっていたかと思えますけれども、これを国基準でいきますと生活保護世帯の所得基準の1.5倍程度。これは、実際の家族構成員数等によって違いますので何とも言えませんが、恐らく現在の基準の半分ぐらいの金額になるのではないかというふうに考えてございます。

そういう基準に改めるようなことができるのかどうかということについて、仮に返還請求し、また遡って対象者を広げて返還を求める、さらにはこうした所得判定基準をより厳しい基準にしていく、こういうことができるのかどうかということについて議論をさせていただいたわけでありませう。

この点については、実はこれまでのところ、所得基準については現行奨学金の貸与基準、日本育英会、それから現在は学生支援機構という名前になっておりますが、こちらの奨学金貸与基準を準用した基準か、もしくは国の奨学金の返還の免除基準か、この二通りしかございません。研究会では、この二通りだけで本当に判断できるのかどうか、他に基準がないのかということがまず1つ、問題になりました。

それから、現在の京都市の基準、平成16年に定められた基準でございませうけれども、これは日本育英会、現在は学生支援機構の奨学金貸与基準でございませうけれども、この基準からもしも現在の国の奨学金の返還基準、つまり生活保護世帯の1.5倍程度というような基準にした場合に、実はこれまで貸付を受けていた方々に対して非常に厳しい範囲の拡大ということになる、そういう可能性もあるということで、従来から問題にしておりましたような信頼関係、行政と、それから貸付を受けた方との信頼関係というのをどう考えるのかということが改めて問

題になってくるということでございました。

なお、この3番目の論点につきましては、もちろん社会的にはいろいろとご批判いただいておりますが、公式には監査委員の意見あるいは要望という形でご意見をいただいたということでございます。

以上、第1回の研究会での論点について、少し長々とお話をさせていただくことになってしまいましたが、まだそれでも議論の中身からすると語り尽くしたとも思っておりません。安保委員、それから中坊委員からも少し補足をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【安保】 今、委員長から検討結果について丁寧にご説明いただいたので、特に付け加えることはないですけれども、本件に関しては確定した判決で違法だというふうに、行政の裁量というのは非常に広い裁量が認められているところについて、裁量権を逸脱している、違法であるというふうに判決をされておりますので、それは見直さなければいけない。ただ、それを超えて市民の理解が得られるような、適法、違法の問題ではなくて、さらに市民の感覚から見たら妥当かどうかというところの判断をどうするかという問題だというふうに思います。

1番の法的検討のところの債権債務関係については、どう考えても別制度でありますので、債権債務関係があるということは言わざるを得ないと思うんですが、一方、貸付を受けられた方への行政の説明、それからこれまでの運用に対する信頼を保護する必要があるかどうかというところは、ここには一定保護する必要があるというふうに、なかなか結論が出ないところで、どの程度それを保護すべきなのか。判決は、違法だというふうに判断したところについての信頼については保護する必要はないというふうに、地裁判決とか、言い切っておられます。じゃ、それを超えて保護するかどうかについては、いわゆる市民感覚での判断になると思いますので、そこを委員の先生方にご議論いただく必要があるのではないかと思います。

それから、検討課題の2番目のところの、対象範囲を拡大することでどういう不合理があるかなんですけれども、判決は、新規に援助を受けた者に対して所得判定を行わないことについて違法だと。なぜ新規にということになっているかなんですけれども、先ほど京都市からも説明があったように、新規に受けるときに説明をされて、援助金の申請の書類の交付とかを受けているんです。ですので、最初

に貸与を受けられて、貸与が終わって、これから返還が始まるというときに、援助金の支給についてどうするかということで、申請されることについての説明を行政のほうがしていると。ですので、新規の段階から、そのときに結局説明ができたはずだということで、新規にということになっています。

そうすると、例えば平成11年に高校を卒業されて進学をしない方は、結局平成12年から返済が始まっていますので、この所得判定の対象にならないので一律に受けると。ただ、大学進学されると平成13年以降になるので、所得の判定を受けることになって、援助金の支給を受けない場合があるのではないかとこのふうなことで、不平等ではないかということなんですけど、それについては一定の時期を切った場合に、その前後で適用がされるされないというのがあるのは、もう時期を切る以上仕方がないということと、大学に進学されたという事情が違う事情ですので、それを不平等と言うかどうかについては、一律には考えることができないのではないかとこのところなんです。

それから、3番目のところについては、この結論がきちんと出ていないんですが、基準が今のところ育英会の基準と国の免除基準、2つしかないんで、その基準だけで判断していいのかどうかというところが、研究会では材料が少な過ぎたのでなかなか検討ができなかったということで、こういう結論になっています。

【新川】 ありがとうございます。

中坊先生、いかがでしょうか。

【中坊】 大体今までで全部説明できていると思うんですけども、この法的検討課題の1のところ、検討の理由というところが、ちょっと一般的に見ればわかりにくい。判決があったからといって貸与者との債権債務の有無ということとは関係ないという考え方もあるということで、この問題提起がされておるんですけども、これは私個人の見解としては、今回の裁判が起こるのが住民訴訟という法的な形をとっている。すなわち、それを裁決した市長の責任を問うという問題提起としておるだけでありまして、そういう裁判の形式で、市長の決裁がおかしいということに対する住民側の問題提起ということで裁判になっている。

そして、裁判では、要するに、この援助金というものも基本的に地方自治法に言う補助金に該当すると。補助金というものは、また地方自治法に基づいて、最小の費用で最大の効果を得るべくやらないといけない。公的なお金である以上、

補助というのは公益の必要性があるときに行われる。公益の必要性というものをどう考えるか。そして、また最小の費用で最大の効果。そういう視点からして、市長については相当の裁量権というのがあるんだけど、本件は裁量の範囲を極めて逸脱しておるという判断を受けておるわけでありました。

それほど異常だというふうに見られておるわけですから、私に言わせたら、もう少し京都市側の奨学金あるいは援助金に関するやり方というのは、やはり客観的に見れば相当の批判を受けなければいけない状況下にある。例えば、私個人としては、援助金の要綱にしても、援助金というのは本来、基本的には奨学金を返すときに初めて問題になってくる。返すときに返す能力があるかないかというところで、援助金を出して返還を助けるという援助金であるべきなんですけども、貸すときから既に返さなくてもいいんですよということは、あくまで公的な形としても異常なことではないかというふうに思われるわけでありまして、そういう視点からすれば、こういう判決が出てくるような結論もそうだし、まさに市民感情としてもこういう問題について、やはり明確に処置する。

僕は、別に法的に裁判が出ているからそうという意味じゃなしに、私個人も判決を読んでみても、やはりこれはちょっと市のやり方はひどいなというふうに見られる。その時点における、非常に再三、先ほどからも委員長のほうから信頼と言われていますけれども、信頼というのは正しい信頼でありまして、そういうちょっと違法な取扱いをしているということに対する信頼というのは、本来保護に値しない。保護しないだけじゃなしに、一般市民としてもそれでは許せないということになってくるんじゃないかと思うので、そういう点は私個人としては、やはり冷静に客観的に見ないといけないと思うんです。

しかし、同時に、援助金制度そのものが、それじゃ基本的に悪かったのかというところまでなってくると、また援助金制度を出発したときの地区の実態あるいは進学の問題等を考えれば、やはりそういうことになってくる。一応判決の出ている、判定基準というものを設けて判断するという形が、本件については落ちつく先のものではないか。まさに問題は、どの程度の判定基準にするのかということが我々の検討委員会の中心課題になっていくのではないか。

もちろんそこでは、今言いましたように、法的には冷静に見たら除外ということになるんですけども、しかし、市の説明を信頼してきたこともまた事実でし

ようし、そういうことにつけて、突然こういう杓子定規にさっと決めるのも、やっぱりそのところはある。

だから、所得判定基準というものをどうつくってくるのか。それから、不平等が発生してきますから、そこらあたりを具体的にどのように少しでも緩和するということを考えていくのが筋合いではないかと。基本的にはそういうような考え方で、この間の研究会で私たちは議論をしておったと、このように思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいまの各委員からの研究会での議論の様子、少しご理解を深めていただけたのではないかと思います。単に法律論だけではなくて、制度を運用していた側、市がどうだったのか。それから、そういうやり方に対して、この奨学金を貸付を受けていた方々がどうだったのか。そして、もう一方では、そうした市政の運営や、あるいは貸付を受けている実態、給付を受けている実態をご覧になった一般市民の方々がどういうふうに考えられるのか。過去、現在、長い時間がたっているわけですがけれども、その中でもそれぞれにどうだったのか、そういうことを踏まえた上で、単に法律上の議論だけではなくて、この問題を多面的に考えていく必要がある。そういう点については、研究会でも議論をしてきたところでありました。

しかし、もう一方では、基本的な判断のよりどころとしての法的な処理ということは当然考えなければならないこともございまして、そのところをこれから私たちとしてどういう方向で考えていったらいいのか、総点検委員会の委員の皆様方からもそれぞれのご専門分野、あるいはそれぞれの市民としての感覚、そのあたりからの意見をいただいてまいればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご質問等も含めまして、どうぞご自由にご発言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ、山本委員。

【山本】 法的なことはほとんどわからないんですけれども、印象も交えて個人的な見解というか、考えなんですけれども。

1の検討結果のところにも書いてありますように、同和奨学金制度と自立促進奨助金制度とは、僕は全く別の制度だろうというふうに思うんです。今、中坊先

生も言われましたように、補助金ですよ。ある種のこの経緯と、現在置かれている状況と、それからもう1つ、これから先のことを考えなきゃいけないと思うんですが、やっぱりここで自立促進援助金制度は、言葉上の意味からいっても補助金の制度というふうにはっきり見極めて、過去の在り方としては、貸与されたものを返還しなくてよろしい、そのための制度ですよみたいな説明をしてきたわけですから、それはそれなりの決着というか、この理由はつけなきゃいけないにしても、現下の社会的な状況の中で、いわゆる自立促進援助金という補助金制度がどうあるべきかと。

あるいは、これから先、まだ何年かこの問題は続いていくわけですね。そういう中で、そのまま援助金制度を考え方としても過去を引きずったまま持っていくのか、ここで改めて考え方をきっちり整理して、本来あるべき援助金制度の在り方ということと貸与したお金の返還とは切り離して考えていかなければいけないんじゃないかなという気がするんです。

そのときに、やっぱりここにも書かれています債権債務関係があるにしても、そういう説明をずっと続けてきたという事実というか実態があるわけですから、その点のところの保護といいますか、それは考えていかなきゃいけないし、このままずるずるこんな形で、市民が見てもよくわからない、非常に何か窮余の一策みたいな感じがしてしょうがないです。

そういうことがそのまま引きずっていってしまえば、やっぱり市民レベルではわからないし、理解が得られないんじゃないかというふうに思いますので、本来こうあるべきだったというところへ立ち返って、過去の経緯は経緯として考えなきゃいけないんですけども、将来的に動いていかないと、いつまでたってもなかなか難しいまま引きずっていってしまうんじゃないかなという、これは本当に、申し訳ない、感想的なことですけど。

【新川】 いえ、大事なご意見をいただきました。どうもありがとうございました。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 私も感想になるかもしれませんが、今回の場合、結果としての法的な責任の部分なんかは、あるということは間違いないと思うんですけども、ただ、よくビジネスの世界で、私もバブル時代からいろんな提案業務とかさせてもらったんですけども、その中には自分がビジネスとして、ある顧客にある商品を提案し

たときに、ビジネスという得する側面があって、バブルがはじけて、そういうことじゃなくなって損害を与えたようなケースがあるんですけども、そういう場合は一方的に責任を問われるというのがあってもしようがないと思うんですけども、この場合は例えば市がしたことについては、確かに説明の責任の部分は逃れられないとは思いますが、非常に善意というんですか、相手のことを思って、何も得するとか、そういうことじゃないという部分ももうちょっと入れてもいいのかなというふうに思いますけど。

【新川】 ありがとうございます。

先ほど来、少し市の側の判断、裁判では裁量権の逸脱ということになっているわけですが、逆に市の側の事情というのももう少し考慮をした議論をしてもいいのではないかと、そういうご意見もいただいております。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、細田委員さん。

【細田】 これ、ずっと見ていますと、やっぱり過去の歴史の中で、確かに奨学金なり自立促進援助金が出たことによって進学率はかなり上がったということに対する1つの評価は、僕はやるべきだというふうに思っています。

しかし、一方で、平成13年までの資料はこの間から見せていただいていますけど、ただ、地域改善対策奨学金等のしおりで、やはり貸付金の返済に当たっては、返済免除制度の活用や自立促進援助事業の実施により、奨学金の貸与を受けた部分に負担がかからないようにしますという、京都市が出している文書もありますので、そういう京都市の対応はどうかということが1つ、考えなくてはならないというふうに思います。

ただ、現実には今、それでは平成12年にいろいろ調査された中から、現在、平成20年ですから8年たっている中で、高校進学率、大学進学率はどういうふうに変ってきているか。そこに本当に奨学金なり自立促進援助金に効果があったのかなかったのか、そこら辺をきちんと認識しとかなあかんのではないかなというふうに思います。

それで、あとは、やっぱり判決が出た後になると思いますけど、所得判定というのをどこに持っていくかというのは、ある程度の方向性は出していかなるを得ないなというふうには感じます。

【新川】 ありがとうございます。

特に13年以降の実態ということも考える。制度自体はもう終結をしてしまっておりまして、あとは援助金の給付を今後どうしていくかということが中心になるわけでありまして、逆にその中で実際にこれがお役に立っているのかどうかという判断も必要だということはあるかというふうに思っております。

加えて、少しこれは研究会でも議論になった点なんですけれども、実はこれまでの事務局のご説明にもありましたように、平成19年、20年と援助金制度を実質的に停止しております。19年度は予算化をしましたが執行せず、20年度は予算にも載っていない、そういう実態がございます。

ある意味では、何も処理をしないでこの2年間、言ってみれば不作為が続いているという状態でございます。これ自体も返還請求をどうするかということを含めて、実は早急に解消をしなければならない状態。ひょっとすると、行政として行動しないということについて責任が問われるような、そういう事態も考えられて、研究会でもできるだけ早くに方針を決定してアクションを起こすようにというふうなご意見もいただいていたところであります。

その意味でも、早急に実情も踏まえつつ、検討結果、方針を出していきたいというふうに私自身は感じているところもございました。少し余計なところにも入り過ぎたかもしれませんが、そういうこともございましたのでご紹介をさせていただきます。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、リム先生、よろしく申し上げます。

【リム】 私、先ほど中坊先生がご指摘されましたように、法的な問題となるけれども、一方で市民感情として普通に考えたときどうかということもずっと私も考えておりました。そういう意味で、一市民としてこの問題を考えるに当たって、総点検委員会でありながら、この問題に関して、ここに出ているデータは点検のしようのないデータしか出てない。

つまりどういうことかということ、進学率が平均的にどう向上してきたかとか、そういう漠然とした比率のデータはあるんですけども、実際に自立促進援助金制度というものができて、実質、今、停止している状態までの間、何件、幾ら。実際にこれによって、本当にこれをもらえることによって助かった人、実際に

らった人たちはどういう属性なのかとか、それが出てこないと、対象者全員、つまり対象者の姿が見えないんですね、この支援を受ける側の。

その対象者は、恐らく一律ではなくて、私は本当に生活保護世帯であるとか、母子家庭の方で兄弟も多くて、この援助金があったから学校に行けたとか、そういうところに関しては、私個人は一市民として、法的にどうかはちょっと置いておいて、それなりの意味があったというふうに認識できるけれども、仮にそうでない場合では、そういった人には、返す努力をしてください、そういう経済的な余裕があるのであればということは当然言っていくべきだと思うんですけども、そういうデータはなぜ出ないのかということを経済局に質問したいと思います。

それと、このぐらいの規模になってくると、結局行政が責任を問われているわけなんですけれども、先ほど中坊先生がご指摘されましたけれども、恐らく相当批判を浴びなきゃいけない。多分、どういう結論に対しても批判は出てくると思うんですけど、結局行政としてはどういう解決策ということを、一通りでなくてもいいと思います。二通りでも三通りでも考えられる選択肢というものが、どういったものがあるのかということぐらいは行政として事務局が出してもらわないと、恐らく我々、非常に実態が見えない状況で幾ら議論しても、効果的な、それこそ市民に納得のいく結論をこの委員会で出したというふうには言えなくなるんじゃないかと思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

【新川】 ありがとうございます。

少し行政の側でデータの持ちどころ、先ほど細田委員からも少しございましたけれども、この貸付金あるいは援助金の成果のようところで、個人データですし、また従来から差別の問題との関わりで、データそのものの収集や、あるいは公表そのものを厳しく抑制してきたという経過がありますけれども、こういう面について、もし把握をしておられるところがあれば、そういう把握をすること自体が違法かもしれないという問題はあるかもしれませんが、おわかりになる範囲でいただければと思います。

また、もう1点、重要だなと思ったのは、リム先生から、行政としてはどうしたいんだろうかということで、多分それがなかなか決まらないので総点検委員会かなというふうに思っているところがあるんですが、ともかく、もしおつもりがあればというか、今のところ何を考えておられるのかというのがあれば、少し事

務局側からもお話をいただくとありがたいですが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

【事務局】 まず、進学率等のデータを提示させていただいておるんですけども、これはいわゆる奨学金制度と自立促進援助金制度をちょっと分けて考えていただく必要があるかなと。あくまでもここで提示しております進学率のデータというのは、学校に進学するに当たってどうかという部分で、いわゆる奨学金制度を今後も続けるのか、あるいは効果あるものなのかと、そういった部分で用いるデータであろうというふうに考えておりました、もう1つ、自立促進援助金の場合ですけども、これの見直しの議論のポイントは、やはり返還義務があり、かつ資力のある者への給付をどうするかというところ辺がこの委員会の中でもご議論いただくポイントとなっている部分でございまして、その判断に当たりましては、所得状況等について、対象者ごとに個別に捕捉し、その返還請求の有無を検討する必要があると。

それに応じたデータという意味でいいますと、奨学金受給者世帯の収入状況、こういったものになるかと思えます。これについては、一定、整理はしておりますので、ちょっとまた資料という形で整理してご報告させていただきたいというふうに思っております。

それと、もう1点の市としてのこの制度の今後の方向性といえますか、考え方なんですけれども、委員長、言っていただいたように、我々も正直申し上げます、これは検討課題の中でご説明させていただいたような問題点については苦慮しておるというのが実態でございます。社会経済情勢が進展し、本人の資力や生活改善が図られている中であっては、貸与したものである以上、返還を求めるべきだということについてはそのとおりだろうというふうに考えておりますけれども、繰り返しになりますが、返還の必要なしとの説明を受けて奨学金を借り受けた者に対しまして返還請求できるのかといったところについては、やはりなかなか難しいのではないかなというように思っております。

そういったことと、あるいは現段階では社会経済情勢の変化を客観的に示すものの1つとして、いわゆる法律、特別法の期限といえますか、そこら辺が1つのメルクマール、判断基準になるのではないかなというふうにも考えてございます。幾つか課題、問題点について、正直言うてなかなか答えというものが見出せない

状態ではありますので、また事務局に持ち帰りまして、専門委員の先生方ともご相談の上、再度整理してご提案させていただきたいというふうに考えております。

【新川】 ありがとうございます。

細田委員，リム副委員長，よろしいでしょうか。

また具体的な奨学金の対象者の方々の実態ということについては、改めてデータをいただいてご議論をしていただければというふうに思っております。今日の段階で、それぞれまたご意見を、あるいは疑問な点などをいただければというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

山下委員。

【山下】 失礼いたします。私自身も法律のことというよりも、一市民として参加をさせていただいて、どう感じるのかというところを少しお話をさせていただきたいと思えます。

今、お話もありましたけれども、もちろん寄付といいますか、奨学金をいただくときに、返さなくていいよというお話でいただかれたということであるのであれば、もし急にその分を返してくださいと言われたときに、やはり同じ立場であれば、それは、そんな話はなかったということで、少しどうなのかなというところがありますので、そういった感情も含めた上ではあるんですけども、今現在、お返しになっていらっしゃる方もいらっしゃるということはお聞きしておりますので、特に返せるか返せないか、返還できるかどうかというのは、やはりお一人お一人の資力にかかってくると思えます。

私自身が日本育英会の奨学金をいただいて学生時代を過ごしたということもございまして、卒業後にやはりそれに合った形で、今でもまだ返還をしているところではありますので、その人に見合った内容でお返ししていただく努力はしていくべきではないのかなというふうには感じております。

それと、先ほど進学率等々のお話がありまして、特にいただく資料が、昭和40年から50年代前半に関しましてはかなりの進学率のアップというところで、確かに効果があったのかなということは資料を拝見して思うところではあるんですけども、その後の中退率等、あるいは、特に先ほど事務局の方のご説明にもあったんですけども、行きたくない私立の学校に行かれているというところの話とか、一般的に私立と公立であれば、私立のほうがお金がかかるというイメージが

あるんですけれども、いろいろな事情があって進学先を決めていらっしゃるとい  
う事情があるかと思うんですけれども、やはり中退率というところに関しまして、  
これの原因が資力、学費の継続が難しいというような状況で中退されるのか、あ  
るいはいろいろな将来的なことを考えて中退されるのかというところの実態がま  
だわかりませんので、なかなか中退率が高いというところで、せっかく奨学金と  
いう形でお渡ししても、それがどれだけの効果があったのか。進学率は上がった  
けども、結局そこを卒業されないという結果で終わってれば、効果的な意味合  
いが本当にあるのかなというところは一市民として感じるところであります。

それと、1点、ご質問なんですけれども、19年と20年に自立促進援助金をス  
トップされているということなんですけど、これをストップされている間に、恐ら  
く返さなかったら利息というんですか、例えばプラスアルファの金額が多分つい  
てくるかと思うんですけれども、こういったものに関しても、例えばもし21年以  
降、再開されるとか何かのときに、その負担はやっぱり京都市が負うことになる  
んですかね。特にそういった、別にストップされていてもプラスアルファの金額  
が発生するということはないんですかね。ちょっとその辺の、ストップはされて  
いるけども、万が一再開をされるとなったときに、またかなりの負担が出てくる  
ということであれば、早急にこれは本当に結論を出さないといけないことにな  
るかと思いますので、ちょっとご質問させていただきたいと思います。

以上です。

【新川】 事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】 19年度、20年度はとめておりますけれども、そもそもご議論いただいたよ  
うに、返還請求できるかどうかというのがありますので、行政としては返還請求  
をまだしておりませんので、当然、相手方には払うという状況がまず発生してな  
いということもございますので、これも法的な検討が要りますけれども、現段階で、  
ある時点から利息がスタートしているということではないと考えております。

【新川】 いわゆる延滞利息的なものが今の段階では発生していないという考え方でござ  
います。返せということを書いてないという、そういう状況。

そのほか、いかがでございましょうか。

田多委員さん、どうぞ。よろしく申し上げます。

【田多】 個人的な感想なんですけれども、同和地区に住んでいる方に対して貸与されて

いて、それが返すようになったんですね。そしたら、経済力があるから同和地区から出ていかれた方が多いと、この資料を読んでいたらうかがえたんですけども、返還の免除の基準以下であるとか、87%とか、生活保護が全市では1.4%が17.1%と、10何倍の経済力というんでしょうか。やはり大変困難しておられるという状況が、この資料を見ていたらうかがえるんですけども、国がこういうふうに制度を変えましたと言われても、京都市は京都市の事情があると、そういうことはできなかったものんでしょうか。素人考えで、ちょっと恥ずかしいんですけども。

【新川】 ありがとうございます。

むしろ京都市として独自にやってこられた結果が違法だったということかと思いますが、少し事務局のほうから補足がありましたらお願いをしますが。

【事務局】 奨学金制度そのものは、京都市独自で昭和36年からやっておった部分でございます。それを国に訴えて、国のほうでも制度化してもらったと、そういう経緯の中、そしてまた、事業として見たときに、3分の2は国からの補助を受けてやっておったということで、そういったことで成り立っておったという状況でございます。

【新川】 田多委員さん、よろしいですか。

京都市としては、やはり独自にやる必要があるということで、これまでやってこられていました。途中で国のほうのお考えもあって、国の制度が入り、そして国のほうがさっさと撤退しちゃったということなんです。もう一方では、京都市としてはその間も当初の考え方どおりに続けてこられていたということがありまして、その間の事情を京都市としても国の仕組みを上手に使うということで、ここまでやってこられていたということがありました。ですから、一応独自にきちんとやっておられるということはあるかと思えます。

【田多】 そしたら、ほかの他都市はどうなんでしょうか。

【新川】 そうですね。他の自治体でも幾つかはそういう独自の取組をしておられるところはあると聞いております。同様に、京都市と同じように京都府でも援助金制度について裁判が起こっておりまして、京都府でも同じような仕組みをとっておられるということがございます。

【山本】 すみません。単純な質問、ちょっと1点。

【新川】 どうぞ。

【山本】 今まで大阪高裁判決とか京都地裁とありますね。その中の説明のところに、新規分に一律支給は違法と書いてある。その一律支給の部分だけですか、違法は。

【新川】 そうです。

【山本】 制度そのものはもう……。

【新川】 ですから、援助金制度そのものがきちんと所得基準を設けて運用されているところについては、それは合法だと。

【山本】 合法になるんですか。一律の部分だけが違法で。

【新川】 はい。

【山本】 わかりました。ありがとうございました。

【新川】 ですから、特に平成16年ですか、市の基準が設けられて所得基準が入れられた、その16年以降の基準について、判決文の中ではいろいろと議論があるのですが、それ自体は違法だとは考えておられません。

どうぞ。

【リム】 データについて、少し質問なんですけど、先ほどから出ていました進学率とかでも、全市、同和と出ているのは、これは属人的なデータなのか属地的データなのか。つまり、いわゆる部落差別を受けるという対象になってしまう者、そういった人たちの全体の進学率なのか、いわゆる同和地区内で閉じた話なのか。それから、もちろん自立促進援助金もどっちなのか、非常に素朴な質問ですけど、それをお伺いしたい。

なぜそういうことを言うかといいますと、実は第2回委員会で、運動団体の方でデータを出されまして、やっぱり同和地区に貧困世帯が多くてとか、いろいろ言われますけれども、それはあくまでも地区というのであれば、つまり、これはさっき田多委員がおっしゃったことと共通するんですけど、生活条件、自立できる条件ができて地区から出ていった人たちのことはどうカウントするのかと。

逆に言うと、これは同和地区だけじゃなくて公営住宅団地っていっぱいあります。そこは、やっぱり所得が少ない人が民間の家賃よりもより環境がよくて低家賃のところに住めるということで絶対集まってくるわけじゃないですか。集中するわけじゃないですか。そのこと自体、私は非常に当たり前のことであって悪いことだと思ってないんですね。

ですから、このデータがそもそもこの制度の、同和対策事業の効果をまともに反映しているとなかなか言いづらいと思うんです。そういう意味で、要するに聞きたいのは、属人的なデータと見ていらっしゃるのか、属地的なデータなのか、そこはどうでしょう。

【新川】 事務局，よろしくお願いします。

【事務局】 進学率については、いわゆる属地でございます。地区の状況ということでございます。それと、自立促進援助金については、個々人の所得等のデータということになりますので属人になるかと。先生の言っていたように、確かにこの間、同和対策事業等の展開の中で、田多委員もおっしゃられたように、一定、資力のある方、あるいは中堅所得者層という方が地区外に多く転出されていると。そういう実態の中での数字でございます。

【新川】 よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。

少し全体を通じてご意見をいただいてまいりましたけれども、まず3つの大きな論点を最初にご紹介させていただきました。債権債務関係、それから返還請求権ということについては、基本的にあるのではないかという認識は共有できたかと思えます。

ただし、この議論には、中坊先生からも少しありましたけれども、そもそもともとこういう債権債務の有無という議論が本題なのではなくて、あくまでもこれは援助金の給付についての裁量権の逸脱という、京都市の援助金の支出についての違法判断の一部としてこういう議論が出てきたのではないか、こういうご指摘もいただいてございますが、ともかくいずれにいたしましても今回対象になっている貸付金、それから給付金の体系の中で債権債務関係、返還請求権というのがあるということについて少しまとめて、その点についてご意見を、もしございましたらいただければと思えます。

なお、この点については、やはり貸付を受けた方との関係、あるいはその考え方、お立場ということはどう考えるのかということも委員の方々から既にいろいろいただいてございますけれども、この点について、なおご意見等ございましたらいただければというふうに思います。

先ほど来、1つございましたのは、やはり実際に貸付を受けた方々の状況、そ

してこの援助金そのものが持っている意味，意義，効用といったようなものを把握した上でないと，改めて信頼の内容であるとか，あるいはこの援助金そのものの評価ということも下しにくいであろうというのが幾人かの先生方からのご意見でもございました。これに関連いたしまして，もし加えてご意見があればいただきたいと思いますが，いかがでございましょうか。

どうぞ，山本委員さん。

【山本】 何人かの方もご指摘されているんですけども，提示されているデータがすごく古過ぎますよね，あらゆる意味で。平成13年以降のものってほとんどない。この13年以降というのは，非常にドラスチックに日本の社会状況が変わってきている現状があるわけです。特に，ここ数年はほとんど信じられないような格差社会になってきている。その辺のことも含めて，もうちょっとやっぱり最新のデータを何とか整理していただきたいと。それをある種の判断基準にしなければいけないと思います。難しいとは思いますが，ぜひよろしく願います。

【新川】 ありがとうございます。

やはり特に実際，この援助金問題を考えるときに，2000年に入って以降の受給対象者の方々の実情ということをきちんと踏まえた上で，改めて援助金制度の在り方について，あるいは現時点での見直しということについて考え直していく必要があるだろう，この点は共通のご認識としていただけたのではないかと思っております。

なかなかデータの的に何を有効と考えるのか，難しいところもございましてけれども，この点については事務局に少し整理をお願いいたしまして，できれば一度専門委員の方々に，まず研究会を開かせていただいて，少し議論をさせていただいた上で，改めて当総点検委員会に資料を出していただきご議論をいただく，そんな機会を持てればというふうに思っております。

この点も含めまして，そのほか何かご意見がございましたらお願いいたします。事務局的には，そうしたデータの整理というのはいかがでございましょうか。

【事務局】 まず，実態調査についてなんですけど，これは平成12年度以降，行っていないということなんですけど，実態調査と申しますのは，いわゆる行政が課題解決に向けて施策を的確に実施するため，対象を定めて実施するものでございます。ご存じのとおり，本市では14年度以降，特別施策を廃止し，一般施策によって

全市域を対象に施策展開，課題解決を図っております。したがって、そういう意味で、対象エリアを旧同和地区に限定した実態調査というのは行っておらないということでございます。

ただ、そういった調査ではなく、各施策，課題ごとに必要な調査というのは、広く市民を対象にして把握に努めているところでございますし、先ほどもご議論ありましたように、例えば自立促進援助金の制度をどう考えるかといったときには、個人のデータという形での集約もしておりますので、その辺について整理していきたいというふうに考えております。

【新川】 その点につきましては次回までに、少し忙しくて恐縮ですが、整理方をよろしくお願いいたしたいと思います。

そのほか、この第1の論点につきまして、債権債務関係，返還請求権，それから貸付を受けられた方々の立場に関することで意見がございますでしょうか。

基本的には、債権債務関係，返還請求権，これは今後の法的な処理を考える上では、これをなしにすると話にならないというか、出発できませんので、これは一応あるということでもまずは考えていただいて、もちろん後々、また全体をひっくり返す議論が出てきてもいいかと思っているんですが、今日の時点では基本的にあるということでも考えてというふうに思います。

ただし、一連の裁判等では、当然、皆様方もよくご理解のとおり、違法なのは市長さん、あるいは市の判断が違法なのであって、個々の貸付を受けた方々の問題について、特段議論がされているわけでも何でもないということがございます。その点では、この貸付を受けた方々の問題というのはまた改めて、違法，適法とは別に考えないといけないというふうに思います。

それから、2つ目の論点でございますが、返還請求に係る所得判定を実施すべき対象等の範囲の拡大ということについて、こちらのほうはいかがでございますでしょうか。ここまでいただきましたご意見では、あまりこの点については議論が入り切れませんでした。どちらかという対象となった方々の現状というのをきちんと押さえた上で、しかも債権債務関係というのがあるという前提。それから、違法な状態を何とかしないといけないということについては、おおよそご意見をいただいてきたわけでありましてけれども、対象者の範囲を拡大することについて、違法状態を解消するためには最低限度、市の平成16年度以降の基準に

基づいて、13年になるか14年になるかわかりませんが、遡らなければならないということになる、そういう議論でございますが、このところについて、少し今日の時点でご意見がございましたらいただければというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

特にこれ以上ご意見がございませんようでしたら、また次回以降、改めてこの点について最終的な結論については、今日の段階で結論はちょっと難しかりうと。第1の論点がしっかり細かいところ、固まっておりますので、今日の時点では大きな方向としては、やはり対象者の範囲を拡大することについてはやむを得ないであろうという、一応研究会での議論をご紹介し、それについて特にご議論がなかったということで、今日のところはおさめさせていただきたいと思います。

それから、3つ目の論点でございますけれども、所得判定基準、現行日本育英会あるいは学生支援機構の基準よりも厳しい所得基準にするということについては、これはまさに今日ご議論いただいたとおり、実態ということと考え合わせてもう一度考えるということのようでございますが、そういう理解でよろしゅうございますでしょうか。

特になければ、そういう理解で今日のところはおさめさせていただきたいというふうに思います。

ここまでご議論をいただいたところで、改めて少し現実、実態というものを踏まえた上で、もう一度その現実の上に立った法的な整理ということが必要であるかというふうに考えております。今日のご議論をいただいた、そしてデータ的にはまだ足りないところもありますので、新たなデータの提供も受けた上で、再度法的な論点整理の研究会を開かせていただき、今日のご議論を受けた形での再度の整理をさせていただきたいというふうに考えておりますが、そういう研究会の開き方をさせていただいたのでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、また当総点検委員会では安保先生、それから中坊先生にご足労をおかけいたしますけれども、再度研究会を開かせていただき、もう一度この援助金制度についての改めての検討、今日の委員の皆様方のご意向も踏まえた検討を研究会のほうでさせていただき、それに基づきまして次回、もう少し今回よりも具

体的な研究会としての意見というものを報告させていただければと思います。そういう方向で今日のところは取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日、予定をしておりました議事内容については、なかなか結論が出ないところで恐縮でありますけれども、非常に重要な論点、ご指摘をいただいたかと思えます。これらを踏まえまして、改めて研究会として検討をし、また事務局でも資料提供をいただきまして、次回の総点検委員会で委員の皆様方に再度ご議論を、この援助金問題についてはお諮りをさせていただきたいというふうに思います。ひとつよろしく願いをいたします。

本日の議事のところにつきましては、以上にさせていただきます。

続きまして、その他という議題が3番目に上がってございますが、委員の皆様方からもし何かございましたら。いかがでございましょうか。

特になければ、次回、もう1回、この総点検委員会としては援助金制度についてご議論をいただくという基本的な方向で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

**【事務局】** それでは、事務局から今のお話を受けまして、スケジュールについて、この場をおかりしまして簡単にご確認をさせていただきたいと思えます。

今日、いろいろご提案いただきましたデータの整理、それから所得判定の対象者の範囲をどうとるかということにも関わってくると思っておりますけれども、リム先生からご指摘のありました事務局としての案。まだ難しい状態ではございますけれども、これまでの判決とか監査意見とかを踏まえまして、幾つかの条件設定をして、こういう処理案が考えられるというものについては、早急に整理をして専門委員会に諮らせていただきたいと思いますと思っております。

スケジュールでございますけれども、第1回のときに毎月第1・第3水曜日を原則ということでお願いをしておりました。その考え方に従いまして、7月のそれぞれ第1・第3水曜日をめぐに、個別に日程調整をさせていただいた上で7月の前半に研究会、7月の後半に総点検委員会というスケジュールで調整をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それと、補足ですけれども、本日、資料4として、特にご説明いたしませんで

したが、ご意見をこれまで頂戴した分をおつけしてございます。内容的には、5月21日に開催しました第2回総点検委員会における傍聴された方からのご意見、それから6月5日に開催いたしました研究会を傍聴された方からのご意見。その他、直接私どものほうでお受けいたしましたEメールによるご意見がございましたので、つけさせていただきます。よろしく願いいたします。

【新川】 以上、今後の進め方、それから諸方面からご意見をいただいております、そのご意見のご紹介等でございます。また、5月中にご依頼を申し上げておりました意見については、既にお手元に届いておろうかと思っております。これらにつきまして、何かご質問、また今後の進め方等につきまして、ご意見、ご要望などがございましたらお願いしたいと思っております。

今後の進め方等につきましては、おおよそよろしゅうございますでしょうか。

特にご異論がないようでございますので、次回以降の進め方については、先ほど事務局からもいただきましたような形で進めていきたいというふうに思っております。また、7月前半には研究会を持ちまして論点整理を、そして後半には当総点検委員会を開催いたしまして、少し具体的に援助金制度の今後の在り方、見直しの方角についてご議論をいただければというふうに思っております。できれば次のこの総点検委員会で援助金制度について、一定、方向が固まればよいなどは思っておりますが、なかなか難しい問題ですので、次回、必ず結論を出すということではなく、議論が熟せばということ考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、本日、予定をしておりました議題全て、皆様方のご協力によりまして無事終了することができました。

以上をもちまして、第3回の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を終了とさせていただきます。長い時間、ご協力をありがとうございました。あわせて傍聴の皆様方、本当に長い時間、熱心に傍聴していただきましてありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

事務局のほうはよろしいですね。どうもご苦労さまでした。

了